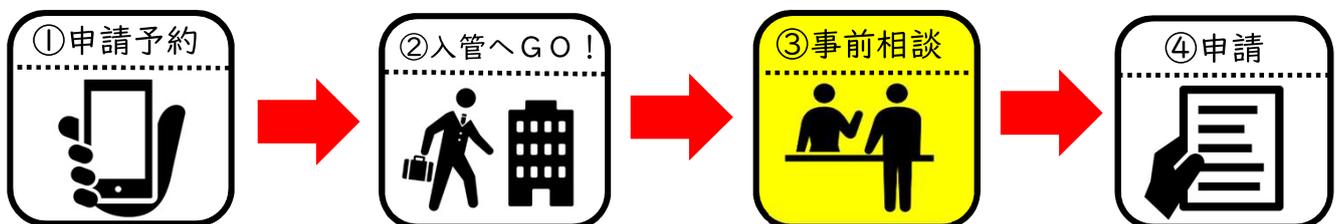


申請等取次者

のみなさまへのお知らせ

## 申請予約システムの対象範囲の変更

これまで対象とならなかった申請の一部について、事前に審査部門の確認を経た上、本システムをご利用いただけます。



◎ 例えば、在留資格「技術・人文知識・国際業務」から、在留資格「高度専門職」への在留資格変更許可申請について、申請予約システムにおいて予約した上で、申請日の前日までに、事前に申請を取り扱う審査部門に対し相談の上、「受付可」であれば、Fカウンターでの申請が可能となります。

※ 「事前に審査部門に対し相談が必要となる申請」及び「本システムの対象とならない申請」については、右下のQRコードからご確認願います。

東京出入国在留管理局審査管理部門

Tokyo Regional Immigration Services Bureau

Facility administration Inspection Coordination Department

TEL:0570-034259 (210)

